

申請書ポイントチェック表

<p>《書類作成時の注意点》</p> <p>○消せるボールペンの使用は認められません。</p> <p>○誤って記入した場合には、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。</p> <p>○ご提出いただいた書類はお返しできません。</p>
--

《補助金を受けるうえでの前提条件の確認》	確認欄
令和6年5月10日から令和7年1月31日までの間に、市内の家電販売店を利用して、現に居住する住宅のエアコン又は冷蔵庫を対象機器に買い換える方 ※買換えを伴わない新規購入は対象外となります。	
申請日時点で川越市に住民登録がある方	
市税すべて(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等)に滞納がない方	
既存のエアコン又は冷蔵庫を家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方	
交付決定から3か月以内に補助対象設備を設置し、実績報告書を提出できる方	
過去に同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受けていない方(世帯) ※令和4年度及び令和5年度に市が実施した補助事業により補助金の交付を受けた方(世帯)は、補助を受けた機器と同一の機器を申請することはできません。	
国や県等が実施する補助金等との併用を行わない方	

《作成のポイント》	確認欄
◆川越市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	
『設置場所住所』は、申請者の住民登録の住所と同一の住所となっていますか。 ※設置前の住所と設置後の住所が異なる場合は対象外となります。	
連絡先は日中連絡のつく番号を記載していますか。 ※書類に不備があり、連絡がつかない場合、申請書類一式を返送させていただきます。	
申請する補助対象設備はエアコン又は冷蔵庫のどちらかを選択していますか。 ※申請可能な補助対象設備は、1世帯あたりエアコン又は冷蔵庫のどちらか1台までです。	
『メーカー名』、『機種型番』、『統一省エネルギーラベル多段階評価の数値(3以上)』が正しく記載されていますか。	
購入予定店舗は川越市内の販売店舗となっていますか。(市外の店舗は補助対象外です。)	
補助金額は、本体購入価格(税抜)の3分の1(千円未満切捨て)または30,000円のいずれか低い額になっていますか。	
◆経費の内訳が明記されている見積書の写し	
購入予定店舗が発行する見積書となっていますか。(販売店名、所在地(市内)の記載が必要です。)	
宛名は申請者(設置者)本人ですか。	
本体価格(税抜)、消費税、工事費及びその他の経費が明確に区別できる金額が記載されていますか。	
メーカー名、機種型番が記載されていますか。	

※ポイントのみを記載しています。提出前に手引き等も参照してよくご確認ください。

川越市 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1 電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800